釜石市告示第17号

釜石市災害危険区域に関する条例（平成24年釜石市条例第28号）第２条第１項の規定に基づき、災害危険区域を以下のとおり定めたので、同条第２項の規定により告示し、その関係図書を縦覧に供する。

平成28年１月14日

釜石市長　　野　田　武　則

災害危険区域に指定した区域

地域	種別	種別の区分	区域
嬉石松原地区	第１種区域	—	釜石市嬉石町二丁目の一部、松原町三丁目の一部

縦覧場所　釜石市建設部都市計画課

問い合わせ

建築確認に関すること　建設部都市計画課　℡0193-22-2111（内線435）

復興事業に関すること　復興推進本部都市整備推進室　℡0193-22-2111（内線157）